

1. 新型コロナウイルス感染症患者を対応した場合 の診療報酬上の評価

事務連絡（その37）に基づき精神療養病棟で対応した場合の算定例

算定入院料		精神療養病棟の算定例		事務連絡に基づき算定	
専用病床確保の有無		有	無	有	無
新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者	重症度	中等症Ⅰ	精神療養病棟入院料(1091点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) =1341点	精神病棟入院基本料の特別入院基本料(561点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) + 救急医療管理加算1(950点)×3 =3661点(+出来高) 精神療養病棟入院料で算定より +2320点	精神特別入院基本料(561点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) + 救急医療管理加算1(950点)×2 =2711点(+出来高) 精神療養病棟入院料で算定より +1370点
		中等症Ⅱ以上	精神療養病棟入院料(1091点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) =1341点	精神病棟入院基本料の特別入院基本料(561点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) + 救急医療管理加算1(950点)×5 =5561点(+出来高) 精神療養病棟入院料で算定より +4220点	

※精神療養病棟において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は、精神病棟入院基本料の特別入院基本料における看護配置基準を満たさない場合であっても、特別入院基本料を算定することができる

【算定対象イメージ】

算定入院料		精神療養病棟の算定例
専用病床確保の有無		
新型コロナウイルス感染症	中等症Ⅰ	<p>入院で対応した場合、救急医療管理加算1の3倍の点数が標準</p> <p>精神療養病棟入院料(1091点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) = 1341点</p>
	中等症Ⅱ以上	<p>酸素吸入した場合は、救急医療管理加算1の5倍の点数を算定</p> <p>精神療養病棟入院料(1091点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) = 1341点</p>

事務連絡に基づき算定	
有	無
<p>精神病棟入院基本料の特別入院基本料(561点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) + 救急医療管理加算1(950点)×3 = 3661点(+出来高) 精神療養病棟入院料で算定より + 2320点</p>	<p>精神病棟入院基本料の特別入院基本料(561点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) + 救急医療管理加算1(950点)×2 = 2711点(+出来高) 精神療養病棟入院料と比べ+1370点</p>
<p>精神病棟入院基本料の特別入院基本料(561点) + 二類感染症患者入院診療加算(250点) + 救急医療管理加算1(950点)×5 = 5561点(+出来高) 精神療養病棟入院料で算定より + 4220点</p>	

※精神療養病棟において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は、精神病棟入院基本料の特別入院基本料における看護配置基準を満たさない場合であっても、特別入院基本料を算定することができる

2. 新型コロナウイルス感染症からの回復 患者を受け入れた場合の診療報酬上の 評価

【回復患者の算定(イメージ)】

算定入院料	精神病棟入院基本料		特定入院料	
専用病床確保の有無	有	無	有	無
<p>新型コロナウイルス感染症からの回復患者を受け入れた場合 (回復患者となったが、引続き入院が必要な患者について同一医療機関で対応した場合)</p>	<p style="text-align: center;">当該入院料 (入院基本料・特定入院料いずれの病棟でも算定可) + 二類感染症患者入院診療加算(250点)×3※ ⇒自院対応・転院でも算定可</p>			
<p>新型コロナウイルス感染症からの回復患者を受け入れた場合 (他院対応後、転院受入れ)</p>	<p style="text-align: center;">当該入院料 (入院基本料・特定入院料いずれの病棟でも算定可) + 二類感染症患者入院診療加算(250点)×3※ ⇒自院対応・転院でも算定可 + 救急医療管理加算1(950点、90日間の算定) ⇒転院のみ算定可</p>			

※ 二類感染症患者入院診療加算は期限の定めはない。

【参考 事務連絡（関連内容抜粋）】

【事務連絡 1】

・入院患者が中等症扱いとなる事務連絡

事務連絡名	事務連絡 発出日	内容
その19	5月26日	(2) 中等症の新型コロナウイルス感染症患者には、酸素療法が必要な状態の患者のほか、免疫抑制状態にある患者の酸素療法が終了した後の状態など、急変等のリスクに鑑み、宿泊療養、自宅療養の対象とすべきでない患者を含むものとする こと。

【事務連絡 2】

・救急医療管理加算を3倍で算定可能とする事務連絡

事務連絡名	事務連絡 発出日	内容
その19	5月26日	<p>(2) 専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、当該専用病床に入院する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数（2,850点）を算定できることとすること。</p> <p>また、中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、当該点数を15日目以降も算定できることとすること。なお、その場合においては、継続的な診療が必要と判断した理由について、摘要欄に記載すること。</p>

【事務連絡 3】

・救急医療管理加算を5倍で算定可能とする事務連絡

事務連絡名	事務連絡 発出日	内容
その27	9月15日	<p>1. 中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について 中等症の新型コロナウイルス感染症患者のうち、呼吸不全を認める者については、呼吸不全に対する診療及び管理（以下、「呼吸不全管理」という。）を要することを踏まえ、それらの診療の評価として、呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の500に相当する点数（4,750点）を算定できることとすること。 また、呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的に診療が必要な場合には、当該点数を15日目以降も算定できることとすること。なお、その場合においては、継続的な診療が必要と判断した理由について、摘要欄に記載すること。</p>
その27	9月15日	<p>問1 「呼吸不全管理を要する中等症」の患者とは「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き（第3版）」に記載されている、中等症Ⅱに該当する患者と考えてよいか。 （答）差し支えない。</p>

4

重症度分類とマネジメント

以下に、重症度分類および重症度別の支持療法について記載する。また、気管挿管による人工呼吸における注意点をまとめる。なお、感染症病床で重症例の治療を実施できない場合には、集中治療室（ICU）などの別の病床、あるいは他医療機関への転院を含めて、都道府県や管轄保健所と相談する。

1 重症度分類（医療従事者が評価する基準）

重症度	飽和酸素度	臨床状態	診療のポイント
軽症	$SpO_2 \geq 96\%$	呼吸器症状なし 咳のみ息切れなし	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自然軽快するが、急速に病状が進行することもある ・リスク因子のある患者は入院とする
中等症Ⅰ 呼吸不全なし	$93\% < SpO_2 < 96\%$	息切れ、肺炎所見	<ul style="list-style-type: none"> ・入院の上で慎重に観察 ・低酸素血症があっても呼吸困難を訴えないことがある ・患者の不安に対処することも重要
中等症Ⅱ 呼吸不全あり	$SpO_2 \leq 93\%$	酸素投与が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸不全の原因を推定 ・高度な医療を行える施設へ転院を検討 ・ネーザルハイフロー、CPAPなどの使用をできるだけ避け、エアロゾル発生を抑制
重症		ICUに入室 or 人工呼吸器が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器管理に基づく重症肺炎の2分類（L型、H型） ・L型：肺はやわらかく、換気量が増加 ・H型：肺水腫で、ECMOの導入を検討 ・L型からH型への移行は判定が困難

注

- ・ COVID-19 で死亡する症例は、呼吸不全が多いために重症度は呼吸器症状（特に息切れ）と酸素化を中心に分類した。
- ・ SpO_2 を測定し酸素化の状態を客観的に判断することが望ましい。
- ・ 呼吸不全の定義は $PaO_2 \leq 60\text{mmHg}$ であり $SpO_2 \leq 90\%$ に相当するが、 SpO_2 は3%の誤差が予測されるので $SpO_2 \leq 93\%$ とした。
- ・ 肺炎の有無を把握するために、院内感染対策を行い、可能な範囲で胸部CTを撮影することが望ましい。
- ・ 軽症であっても、症状の増悪、新たな症状の出現に注意が必要である。
- ・ ここに示す重症度は中国や米国 NIH の重症度とは異なっていることに留意すること。

【事務連絡 4】

・特定入院料で対応した場合

事務連絡名	事務連絡 発出日	内容
その32	1月8日	<p>問1 新型コロナウイルス感染症患者を地域包括ケア病棟入院料等の特定入院料を算定する病棟に入院させた場合、どの入院基本料又は特定入院料を算定するのか。</p> <p>(答) 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡)問1の「診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合」に準じ、医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置等により算定する入院基本料を判断の上、当該入院基本料を算定することとして差し支えない</p> <p>(一般病床の地域包括ケア病棟に入院の場合は13対1の看護配置を求めていることから、地域一般入院基本料を算定。)。なお、入院料の変更等の届出は不要である。</p>

【事務連絡 5】

・精神療養病棟で対応した場合

事務連絡名	事務連絡 発出日	内容
その37	3月8日	<p>問1 令和3年1月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その32）」問1において、新型コロナウイルス感染症患者を特定入院料を算定する病棟に入院させた場合には、「医療法上の病床種別と当該入院料が施設基準上求めている看護配置等により算定する入院基本料を判断の上、当該入院基本料を算定することとして差し支えない。」とされているが、新型コロナウイルス感染症患者を、精神療養病棟入院料を算定する病棟に入院させた場合について、どのように考えれば良いか。</p> <p>（答）精神病棟入院基本料における特別入院基本料を算定することとしてよい。なお、入院料の変更等の届出は不要である。</p>

【事務連絡 6】

- 回復患者を受け入れた場合、二類感染症患者入院診療加算の3倍で算定可能とする事務連絡

事務連絡名	事務連絡 発出日	内容
その3 1	12月15日	<p>2. 転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（750点）を算定できることとすること。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明すること。また、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」（令和2年5月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の3及び問6は、本日付け廃止する。</p>

【事務連絡 7】

・回復患者を受け入れた場合、救急医療管理加算を算定可能とする事務連絡

事務連絡名	事務連絡 発出日	内容
その31	12月15日	<p>問1 令和2年12月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）」（以下「12月15日事務連絡」という。）の2において、「新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（750点）を算定できること」とされている。この場合において、令和2年4月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（以下「4月8日事務連絡」という。）の2（1）に示される救急医療管理加算1（950点）について、どのように考えれば良いか。</p> <p>（答）4月8日事務連絡に示される救急医療管理加算1については、12月15日事務連絡に示される二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数とは別に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日健感発0625第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）にある退院に関する基準を満たし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第19条及び第20条の入院の勧告・措置が解除された後、最初に転院した保険医療機関における入院日を起算日として90日を限度として算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その34））の発出日以降適用される。</p>